

保険料率新旧比較表

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額(所得×所得割率)

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

● 保険料率が変わりました

	令和3年度まで	令和4年度から
均等割額	43,100 円	44,310円
所得割率	8.38 %	8.27 %

● 均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が 下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	
		令和3年度まで	令和4年度から
基礎控除額(43万円) + (給与・年金所得者等 (※)の数-1) × 10万円	7割	12,930円	13,293円
基礎控除額(43万円) + (給与・年金所得者等 (※)の数-1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被 保険者数	5割	21,550円	22,155円
基礎控除額(43万円) + (給与・年金所得者等 (※)の数-1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険 者数	2割	34,480円	35,448円
後期高齢者医療制度に加入する前日まで 被用者保険の被扶養者であった被保険者 (制度加入後2年間に限る)	5割	21,550円	22,155円

※「給与・年金所得者等」とは、世帯の被保険者および世帯主の方で、下記のいずれかを満たす方です。

○一定の給与所得がある方(給与収入55万円超)

○公的年金等に係る所得がある方

(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

◆軽減判定は、4月1日(4月2日以降に加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。